

## ＜デジタルアーカイブ活動のためのガイドライン 用語集／よくある質問＞

### ●用語集

本ガイドラインでは、以下の意味として扱う。

用語	意味
アーカイブ機関	社会・文化・学術情報資源である資料・作品等のコンテンツを収集し、その資源を整理(組織化)し、保存し、提供する機能を持つ機関・団体等をいう。博物館・美術館、図書館、文書館といった文化的施設のほか、大学・研究機関、企業、市民団体、官公庁・地方公共団体等を含む。なお、保有するコンテンツの提供範囲が限定的であり、一般への公開を想定していない機関等も含む。なお、アーカイブ／アーカイブズは、歴史文書等を収集保存する機関、たとえば公文書館を指す用語としても用いられるが、ここでは、英語で広く用いられる memory institution の訳語としてアーカイブ機関という用語を用いている。
活用者	デジタルアーカイブの様々なデータを活用する者を指す。「アーカイブ機関」自体が活用することに加え、一般ユーザ、IT 技術者、クリエイターなど、様々な機関・団体・個人がデータの活用者になりうる。電子展示会の開催、観光用 VR のアプリ提供、教育目的でのコンテンツ利用、防災ポータル構築、人工知能(AI)の学習用データ又は研究対象のデータとしての活用など、様々な目的での活用する者が考えられる。
ひろ 拡げ役	デジタルアーカイブの「活用者」を支援し、コミュニティにおける活用者を増やしていく取組を行う個人・団体・機関を指す。
デジタルアーカイブ (Digital Archive)	ここでは、様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体をいう。デジタルアーカイブで扱うデジタル情報資源は、「デジタルコンテンツ」だけでなく、アナログ媒体の資料・作品も含む「コンテンツ」の内容や所在に関する情報を記述した「メタデータ」や、コンテンツの縮小版や部分表示である「サムネイル/プレビュー」も対象とする。
デジタルアーカイブ 活動	デジタルアーカイブに関わるあらゆる活動を指す。すなわち、アーカイブ機関等がデジタル情報資源を収集・保存・提供するだけでなく、一般ユーザ等がデジタルアーカイブを閲覧して楽しんだり、様々な用途に活用したりすることを含む。
デジタルコンテンツ (Digital Contents)	アナログ媒体の資料・作品等をデジタル化したもの、あるいはポーンデジタルの作品(デジタルカメラの写真、電子書籍等)やメタデータなどのデジタルデータをいう。
コンテンツ (Contents)	ここでは、アーカイブ機関が収集した社会的・文化的・学術的資源をいう。デジタルアーカイブの場合はデジタル形式で表現されたコンテンツ(デジタルコンテンツ)のことを意味する。
メタデータ (Metadata)	データに関するデータを意味する語であり、「何らかの対象に関する記述」と定義される。「サムネイル/プレビュー」や用語を統制するための語彙等も含むものとして広く定義されることもあるが、ここでは、コンテンツの内容、外形、所在等を記述したデータをいう。図書館における書誌データ、アーカイブ機関の収蔵品等の目録データ、文化財の基礎データ等の

用語	意味
	テキストデータや URI 参照のデータを指す。
サムネイル/プレビュー (Thumbnail/Preview)	縮小した画像(サムネイル)、本文テキストの一部表示や数秒程度の音声・動画(プレビュー)等をいう。
国の分野横断プラットフォーム	様々な分野のコンテンツのメタデータを検索・閲覧・活用できるプラットフォーム。「知的財産推進計画 2015」において、その構築の必要性が掲げられ、「知的財産推進計画 2017」では、「国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ(仮称)」」の構築を 2020 年までに目指すとされ、2020 年 8 月に正式版が公開された。国全体の取組として、内閣府知的財産戦略推進事務局が庶務を務める委員会の方針の下、国立国会図書館が開発・運用・連携調整を担当している。
つなぎ役	分野・地域コミュニティにおけるメタデータを集約し、ジャパンサーチと各アーカイブ機関をつなぐ(メタデータ連携)機関を指す。ジャパンサーチとの連携という点では、①メタデータの取りまとめやフォーマットの標準化、②ジャパンサーチに提供されるデータの取扱いに関する文書の取り交わし窓口を担当することの2点を行うことで、つなぎ役の役割を果たすことが可能である。一方で、デジタルアーカイブ社会の実現という点では、上の2点に加えて、分野コミュニティにおけるコンテンツのオープン化の推進、長期アクセス保証のための基盤提供、活用コミュニティの形成や人材育成など、様々な役割が想定される。
キュレーション (Curation)	コンテンツ等を特定の主題に沿って収集、選別、整理し、新たな価値を持たせること。
シソーラス (Thesaurus)	索引や検索用に用いられる構造化された語彙集を指す。意味的に関連がある単語間の関係性をリスト化し、情報を統制して検索効率を上げるためのもの。例えば、「シェイクスピア」と「シェークスピア」では表記が異なるが、同じものとしてまとめられている。
マイグレーション (Migration)	データ移行・データ変換のことをいう。デジタル記録媒体の寿命は短く、規格としての寿命も短い上、対応するハードウェアの寿命も長くない。そのため、電子情報を継続的に新しい記録媒体へ移行する必要がある。
エミュレーション (Emulation)	(保存の観点からは)古いシステム向けに作られた電子情報の継続的な利用のために、その電子情報の再生に必要な技術的環境を新しいシステム上に実現することをいう。パソコン用ソフトウェア等の電子情報の利用には、ハードウェア・OS・アプリケーション等、特定の再生環境が必要であるが、その寿命は短く、電子情報はすぐに利用できなくなってしまう。エミュレーションは、最新の技術環境の上で、古い技術環境を擬似的に再現することで電子情報の利用を図る。
フィジカル (Physical)	物理的な物体からなる空間、すなわち現実空間やそこにある物体を表すために用いられる。しばしばデジタルの対義語であるアナログと同じような意味で使用される。
オープン化	インターネットを通じて広く公開されており、商業利用も含めて、目的に応じた活用可能な条件が明示され、手続を要せずに提供されるデータ

(最終案)

	が第三者に自由に利用できるようになっている状態をいう。
クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC ライセンス) (Creative Commons License)	作品を公開する作者が、自分の希望する条件を組み合わせ条件を設定し、その条件下で自分の作品を自由に使ってもよいと意思表示するための許諾表記をいう。
パブリック・ドメイン (Public Domain)	知的財産権による保護がなく、自由に利用可能な状態を意味する語。著作権の保護期間の終了によって、著作権等による制限がなくなった場合や、著作物ではない場合など。
政府標準利用規約	電子行政オープンデータ実務者会議の議論等を踏まえて作成された各府省ウェブサイトの利用規約のひな形。2014年6月19日に各府省CIO連絡会議で第1.0版が決定された。よりデータの活用が進む環境作りに向けて、2015年12月24日の各府省CIO連絡会議において、第1.0版の改定版となる第2.0版が決定された。第2.0版はCC BY4.0と互換性をもつ。
API	Application Programming Interface の略称。オペレーティングシステムやアプリケーションソフトが、他のアプリケーションソフトに対し、機能の一部を利用できるように提供するインターフェースのことをいう。
DOI (Digital Object Identifier)	「デジタルオブジェクト識別子」のことで、コンテンツの電子データに付与される国際的な識別子のことをいう。永続性が担保された識別子が、コンテンツにアクセスするための所在情報 (URI) と紐づけられ、リンク切れを防ぐことができる。DOIの登録機関は、世界に10機関あり、そのうちの1つがJaLC(ジャパンリンクセンター)である。
ISIL (International Standard Identifier for Libraries and Related Organizations)	「図書館及び関連組織のための国際標準識別子」のことで、図書館をはじめ博物館、文書館などの類縁機関に付与される国際的な識別子のことをいう。日本の国内登録機関は国立国会図書館が担当し、国内のISIL付与及び管理を行っている。
IIIF(トリプルアイエフ)	International Image Interoperability Framework の略称。それぞれのウェブサイトで公開されている画像データやそれに付与された様々な情報を一定のルールで取り出して共有できる国際的な画像の相互運用規格をいう。
JaLC (Japan Link Center)	「ジャパンリンクセンター」のことで、同センターは、DOI財団から国際的な識別子であるDOI登録機関(RA)に認定された日本で唯一の機関。事務局を科学技術振興機構(JST)が務め、国立国会図書館を含む4つの国内学術機関で共同運営している。
OAI-PMH (Open Archives Initiative Protocol for Metadata Harvesting)	データの自動収集によってメタデータを交換するためのプロトコル。条件を細かく設定して一括して大量のデータを取得できたり、差分収集ができたりする等のメリットがある。

(最終案)

tadata Harvesting)	
OAIS 参照モデル (Reference Model for an Open Archival Information System)	情報の長期保存システムの構築に対して有力なモデルとされ、国際標準規格になっている仕組みです。受入れ、保管、データ管理、運用統括、保存計画、アクセスの6つの機能モデルから構成される。
Linked Data(LD)	ウェブ上でのデータの共有・利用を促進するための技術の総称。そのデータが自由な二次利用が可能である場合は、Linked Open Data (LOD)という。
RDF	Resource Description Framework の略称。異なるアプリケーションソフト同士が、組織や領域を超えてデータ交換を可能にするためのデータ記述の基本的な方法のことをいう。
SPARQL endpoint	RDF データを格納したデータベースに対して、標準的な方法(SPARQLクエリ)で検索を可能にするサービスのことをいう。
URI	Uniform Resource Identifierの略称。情報資源を一意に識別できる記述方式をいう。

## ●よくある質問

### 〔デジタル化の意義やメリット〕

Q:アーカイブ機関にとってデジタル化のメリットは何ですか？

A:アーカイブ機関が保有するコンテンツをデジタル化する最大のメリットは、「時間や場所を問わず、所蔵コレクションの利用が可能になること」です。さらに、デジタル化したコンテンツをウェブ上に公開することによって、多くの人々に知ってもらえる機会が増えます。実物の資料や作品に対する理解が深まり、実物へのアクセスが増えることで、アーカイブ機関の存在価値が高まるなどの効果が期待されます。

Q:アーカイブ機関のデジタル化によるメリットは、所蔵コレクションや所蔵機関の認知度向上以外に何かありますか？

A:デジタル化によりメタデータの整備を進めることで、それまで同一機関内で個別に管理していたデータの組織内の共有が進みます。それにより、業務の効率化等につながる事が期待されます。また、公開方法によっては、画像の提供や作品サイズ等の確認といったことが可能になるため、データ提供にかかっていた人的コストの削減につながるというメリットもあります。

Q:なぜメタデータを整備しなければいけないのでしょうか？

A:上記のようなメリットを十分に活かすためには、「検索で見つけてもらえること」が最大のカギとなります。その際、アーカイブ機関が保有するコンテンツの情報を適切に提供することが重要です。簡単なメタデータだけでは、目的や内容から検索することが難しくなります。様々な「つなぎ役」と連携し、より広く活用してもらうためには、より整備されたメタデータが求められます。また、わかりやすい管理的なメタデータは、データを長期に保存し運用するためにも必要です。

### 〔オープン化に関すること〕

Q:デジタルデータを公開してオープンにすると来館者が減りませんか？

A:デジタル化してウェブ上に公開することで、むしろ来館者が増えることが報告されています。ウェブで見て満足するよりは、そこで得た体験をきっかけに実物の資料や作品への関心を深めて現地に足を運ぶという行動につながるようです。

Q:デジタル化し、公開したら、問い合わせが増えて、その対応が大変ではありませんか？

A:デジタル化することによって活用が広がることは、所蔵する資料や作品の価値を高めることにつながります。また、問い合わせの実績は、アーカイブ機関の資料や作品への関心の高さを測る指標にもなりえますので、一概にデメリットといえない側面もあります。

Q:データをオープンにすると、どのように使われたか把握できなくなってしまうのでしょうか。

A:データをオープンにすると、利用申請等が不要になりますが、コンテンツのページに利

用条件とともに使用用途報告用のフォームを設ける例やコンテンツのダウンロードページからログを採取するという例もあります。こうした工夫をすることで、これまで以上に多くの人々にコンテンツを利用してもらおうと同時に、使用用途の把握も可能になると考えられます。あわせて、オープン化をきっかけに、これまでの評価指標を申請件数からコンテンツへのアクセス数に変更するなど、適切な評価指標を検討するのも良いかもしれません。

Q:データをオープンにして、改変されてしまったら、資料や作品の価値が下がるのでは？

A:基本的に、自分たちの機関が真正性の高いデータを保持し、他機関との共有や公開を行っていけば、不自然に改変されたデータは淘汰されますし、改変した人物に批判が集まります。言い換えれば、真正性の高いデータを持続的に保持し続ける使命が自らの機関にはあるという根拠にもなります。なお、正当な目的の改変であれば、通常は資料や作品を多く知ってもらう機会になることが多いです。

Q:現在写真データを有償頒布していますが、その売上が下がりませんか？

A: 高精細画像は有償頒布としつつ、画質を落としたデータを自由に利活用できるようにオープン化し、有償頒布と自由な利用の両立を図っている機関もあります。データをオープン化することで、多くの人の目に触れる機会が増え、結果として高精細画像の有償利用が増えることも考えられます。

Q:利用条件の設定を行うときに、資料や作品そのものの著作権に加えて、撮影者やデータ作成者の著作権も発生しうる。どのように考えればよいか。

A: 原資料の著作権の保護期間が満了しており、当該データについてアーカイブ機関のみが権利を有する場合は、自らが利用条件を設定することができます。撮影者やデータ作成者の権利については、2次元の作品や資料を正面から撮影した場合などは、新たな創作的表現がないとして撮影者やデータ作成者の著作権が認められない場合が多いです。

Q: 資料や作品の中にはプライバシーの問題など、公開に対して慎重にならざるを得ないものもある。そうした資料や作品のデジタルアーカイブを構築していくにはどうしたらよいか。

A: 資料や作品の公開は権利者からの許諾が必要となるが、保存のためのデジタル化自体は著作権法上問題ない。また、肖像権についてはデジタルアーカイブ学会作成の『肖像権ガイドライン』が参考になります。

#### 【アーカイブ連携に関すること】

Q: つなぎ役は、具体的にどのような役割を担うのか。

A: ジャパンサーチとの連携という面では、「ジャパンサーチに提供するメタデータの取りま

とめ又はメタデータフォーマットの標準化」と「ジャパンサーチに提供されたデータの取扱いに関する文書取交しの窓口」の少なくとも2点を行うことでつなぎ役の役割を果たすことは可能です。一方、デジタルアーカイブ社会の実現のためには、これらメタデータの集約と連携以外にも、分野・地域コミュニティにおけるコンテンツのオープン化の推進、長期アクセス保証、人材育成など、様々な役割が期待されます。

Q: 地域のつなぎ役として、行政がその役割を担う場合、メタデータの取りまとめも行う必要があるのでしょうか。

A: アーカイブ機関が実際のデータ作成を行っていることから、行政は文書取り交わしの窓口を担当し、データのとりまとめや登録作業をアーカイブ機関が担当するという方法もあります。

Q: 地域・分野でつなぎ役は1機関と決まっているのでしょうか。

A: 地域や分野を1つの機関で集約できないケースも考えられます。したがって、地域や分野の実情に応じて、複数のつなぎ役が役割を果たすこともあります。

Q: 地域には、博物館、美術館、文書館などメタデータの項目が異なる様々な機関がある。地域のつなぎ役はメタデータの集約についてどのように考えればよいか。

A: メタデータ項目は分野ごとに異なるため、メタデータ項目の整理は、同じ分野のつなぎ役の役割と想定している。一方で、地域のつなぎ役は、それぞれの分野の独自のメタデータ項目を維持しつつ、集約することが望ましいです。

#### 〔システム運用に関すること〕

Q: デジタルアーカイブを運用するためのサーバ機器などを用意するコストが捻出できません

A: データをインターネット上に載せるだけでも、意味は十分にあります。表形式のテキストデータでも、ウェブ上にデータがあれば、「つなぎ役」や「活用者」が検索できるようにしてくれる可能性があります。また、データの発見から共同事業化に発展すれば、サーバを運用している機関との連携も可能になるかもしれません。重要なことは、自分たちの機関がどのような形であれライセンスを明確にして、データをオープンにすることです。

Q: ウェブ上にある既存のサービスでデジタルアーカイブを運用するのは問題ですか？

A: 既存のサービスを用いてデータをオープンにすることで、より多くの人々が閲覧できることは意味がありますので、十分に検討に値します。一方で、データの真正性の確保や持続的な提供という点では、サービス提供者に依存することになります。例えば、データの更新がある時期から有料となり、データの更新ができなくなる等が想定されます。このようなデメリットも踏まえ、持続的デジタルアーカイブを提供できるよう、本ガイ

ドラインでは、つなぎ役との連携も推奨していますので、ご検討ください。

**Q:**自機関でシステムを導入する際の注意点は？

**A:**第三者が活用しやすい仕様として、データをどの程度までオープンにするか、その公開範囲を検討し、併せてダウンロードや API による提供など相互運用性を確保した方法によるデータ提供も検討してください。また、データの登録や削除、統計処理等の管理が自分でできるシステムであること、ガイドラインにあるような「つなぎ役」との連携が可能な機能があることが望まれます。

さらに、特定の業者のシステムに依存する、「ベンダーロックイン」にならないよう留意する必要があります。業者を変更できずコストが上がり、業者がシステム提供を終えるとデジタルアーカイブを維持できなくなるなどの弊害があります。